

- (1) 個人の場合 印鑑証明書
 - (2) 法人の場合 印鑑証明書
 - (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書
- 10 その他
- (1) 契約締結期限 平成16年1月26日(月曜)
 - (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
 - (3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部2階
熊本県警察本部警務部会計課管財係
 - (4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ入札するものとする。
 - (5) 問い合わせ先
熊本県警察本部警務部会計課管財係
(電話096-381-0110 内線2263)

熊本県公告第872号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき平成15年7月8日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により城南町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年12月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
城南ショッピングセンター パームス
熊本県下益城郡城南町下宮地新田430番地の1ほか
- 2 市町村意見の概要
問題なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室
平成15年12月12日から平成16年1月11日まで

熊本県公告第873号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から、土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成15年12月4日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成15年12月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成15年12月15日から平成16年1月20日まで
- 2 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
小野尻地区土地改良事業(農業用排水施設)計画書の写し

熊本県公告第874号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から、土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成15年12月4日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成15年12月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成15年12月15日から平成16年1月20日まで
- 2 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
晒地区土地改良事業(農業用排水施設)計画書の写し